

前

章

前 章

一、安場県令着任最初の課題

明治四年から同九年（一八七一—一八七六）までの福島県六つの郡（信夫、伊達、安達、安積、岩瀬、白河）で成立つ小県であった。しかも、安積郡の三分の一西部五個村は若松県に分管されていた。総戸数五万八百、人口二十八万余という現在の郡山市一地域と大差ない戸口動態に過ぎなかった。

そこに安場保和權県令として明治五年六月来任、同年十月県令に昇格以来、同八年十二月愛知県令に転出まで在任した。隣接若松、磐前の二県と併合し大福島県となったのは明治九年末であるから、安場は六郡一東の小県首長で足かけ四年を過したことになるが、しかし、当時の県令一般の気概は任地の大小で計れないものがあつた。廃藩数年の直後とて大名と領地の関係がまだ余炎をふいていた。その大名に代って一県の領地を支配する優越感が武家出身の彼等にあつた。明かにたとい一時期でも、明治二年に主要な大名らは、藩知事に任命され、地方長官として従前の領地を納めた事実を知るならば、二年後の明治四年これに代って旧藩領の主宰者となつた県令の立場は、大名の威光を背にする感があつたに相違ない。

この際の福島県は二年前の二本松県、白河県を包容し、旧石高四十六万四千六百六十一石三斗余を称した。二つの旧大名領地を県政にふまえて安場は官吏として新政府の施策に奉仕献身の使命を担うと共に、領民ならで県民のために県令として公正な職責を負わされた。

安場は管内を一巡した後、すでに県下産業の一般に通じている山吉盛典参事外庁員と協議を重ね、藩政時代から慣行されていゝる主要農産の振興増進をまず企図したから、新規開発にも併行することになり、その重点に信夫、伊達両郡の養蚕、安達郡は二本松を主に生糸生産、岩瀬、白河両郡地方には旧来から知られている馬産地に目標がおかれた。これらは地域産業として根を下したものであつて、今後は奨励のため県費をおしまないにあるが、このほかの重要課題は新期開発

の中に占める開墾事業そのものである。

これより先、蝦夷地を北海道と改め（明治二年）同時に函館（四年札幌に移転）に開拓庁設置を端緒として、政府の新天地開発は国力増強政策の至上目的となった。

廃藩置県によって明治四年七月二百六十一の藩領は解消し、三府七十二県の地方自治体制が実現し、新たに藩知事次いで県令の職制が誕生し、さらに三府七十二県は明治九年（一八七六）三府四十九県に改編されたのであるが、この大変革がもたらした一大不安は失祿流浪の旧武士階級の群である。いわゆる士族授産の社会問題は明治新政府の方途に横たわることになり、北海道開拓庁はとりあえず四十万人の失祿武士を開拓移民として迎え入れようの緊急対策下に設置されたというが、政府はさらに士族授産に限らず一般庶民の開拓授産のために、開墾国策の実施を期し、開墾局を設置し、地方県令に緊急指令を発した。開墾局は明治三年五月東京開墾局として発足したが、まもなく内務省の勸農局となって積極的活動に入った。

内務省は勸農局員を動員して、未開地の多い奥羽各地を調査検分し、未開墾を併せ現状の把握に政府の熱意を示したが、当時の情報を知る資料として左に一例を披露する。もっともこれは当面の時期より数年後に属するものだが、時の政府の意図を伺うことが出来る。

開拓事業が盛大に進行中の開成社桑野村に明治九年三月内務省勸農局三等属北畠千畝、同七等属南一郎平が奥羽地方調査の帰途立寄ったことが開成社誌中にあり、その時南一郎平属が勸農局長松方正義宛上申の復命書がそれである。

二、復 命 書（開墾地の事）

其一開墾地は宮城・栃木・福島三県下において撰択すべき命あり、経歴の序以て他県も併せて検査仕候 青森三本木原 福島大槻原外四原野は至極適當の場所に之有 此際は先ず大槻原外諸原野の便否を上陳仕候 右諸原野の儀は相比

較して其便宜に属するもの

第一 土地（粘性の質に乏しけれども所謂壤質にして細砂を交ゆ）

第二 氣候（極寒三十度を下らず）

第三 村落（周囲皆村落に接す）

第四 山林（周囲官私林あり）

第五 耕地を孕む。

第六 一等道路及阿武隈川に接す。

第七 水保ちよし

其不便に属するもの

第一 薪炭

第二 水利は先般報告の通り近傍より疏通すべき位置を占め 且つ西北に山岳列して風寒を遮り、東南に道路耕地大河を控え 土地西北に高く、東南に低くして陽氣の便あり

其三 該地前条の如く正面に大河国道を控えて、東京、陸羽地方及海港に達する便あり、西北一山脈を隔てて陸羽開墾の業あるに際せば此地を根拠とするに足るべきなり。

復命書は労働作業も人間関係の肝心な点を欠くが、風土や環境は克明である。このようにしてとにかく、新しい国土の開拓に留意した政府の下、地方県令も晏如たるを許されなかつたのは当然であろう。

安場は赴任の意中、未開県土の開発問題に取組む方針をきめていたことは、前記の登庁数日後の庁議で早速検討されたによっても首肯できる。

安場は県令着任の年の明治五年十月、山吉参事、中条典事らと安積郡大槻原一帯を視察して、開墾有望の地と内定、その実施準備費として大蔵大輔井上馨に資金七千円の貸付申請をした。これに対する経過は本文中に述べているも、申請書

の内容には奥州の一宿駅郡山を中央政府に印象づけた地名の表示があり、これはその後の開成社事業の根源につながるものとして左に要旨を摘記する。

三、開墾資金貸与稟請書

(上略) 安積郡大槻原は郡山駅の裏面より直ちに那須岳に接し、茫々数里の平原、土性沃壤、墾して良田と成し数万歩を可得候。溝流溉注の便を開き候得共信達二郡に摸擬し(両郡の民、蚕桑を業とし五六十日の辛動を以て所生の利凡三百万円を下らす皆是桑林畠地より相生じ候) 桑林野に栄え繭糸家に充ち候はば実に開明富庶の一美壤と相成可申候(中略) 旧藩の従属等を招し人民を繁殖仕候はば数年の後賛成の功を奏するが必然疑い無之候 独り恨む所は財本生ぜず遂巡して時日を消磨するのみに御座候 之に依て条例の如きは取調差出可申右方法御検査の上御差支無之候はば至急手配致度候に付開拓資本として差向金七千円御下渡成し下され度(下略)

後章にも書いているが、県は大槻原を桑園地として開墾し、養蚕県の主力にしたい方針であつたを右の申請書が示唆している。

大蔵大輔への融資願に対し折返し租税頭陸奥宗光から指示があつて、開墾計画の見透しを得た安場は、安積郡取締本田直治に地元住民に開墾の理解を推進させ、安場自身も二本松に出張して、開拓思想鼓吹の住民集会を召集した。起業地の安積を避けて安達二本松に集会を持ったのは、武士の座を追われて僅かの公債を目当に徒食する旧藩士らを開墾入植に誘導しようの策に出たものであつたが、両刀をさし肩衣かたぎぬで風を切つて闊歩した生活から百姓にはふんぎれない彼らは、道理つくした県令の説得も耳はに入らなかつた。家があり田畑が備つてゐる既成の場所を与えられるならまだしも、やぶを払い丘をきり、荒れ地の掘り起しから始まる新百姓には、とてもとてもだめだとする彼らの本音であつた。

安場は人生の岐路を決する答を席上直に求めるはもとより無理としていたから、熟慮の上で希望者は追つて申出られた

いと後日を期待し散会したが、この日の結末は安場の予想を裏切り暗たんとした反応で失望を禁じ得なかった。

そこで安場は新たな対策として打ち出したのが県告諭である。これは直接入植者募集の呼びかけでないが、開墾国策は新日本刻下の緊急課題であることを県民に認識させ、県の提唱勸奨する開墾事業に協力機運を醸成し、一尺の地を開けば一尺の幸を生み、個人も集団もその人力により己を利すると共に、国益増進の使命を果すゆえんであるを指向した。告諭書の原文は別紙開成社規則の前章となっている。

告諭に続き、開墾三段方法の手引を公知し志願者の出足をうかがったが、二本松集會者中から玉木実外四人、次に馬場直人外十人の二組が願ひ出ただけで、その後同調者はなかった。しかし、この時告諭の響きに木靈こたまするごとく、県下無双の開拓結社が実現していた。郡山宿富豪中の精英二十五人が団結し、開拓報国の使命に決起した。これがのちの開成社である。

郡山富豪同志の開墾事業に出動については、告諭公布以前から中条政恒典事らの度々の要請があった。それが実を結ぶまでの経過は次章に説明しているが、二十五人の同志が最終的決意は告諭を天の声とする大義がもたらしたものである。結社開成社規則が第一条告諭から始められていることでその感を深くする。郡山富豪出動成るの報に安場は最高の満足と感激にむせんだ。彼が郡山に至り二十五人の決起を賞し、感謝の酒宴を催したは、社誌に記すところ、さもあり、である。

二本松方部から入植してきた旧武士ら二組は郡山開拓団に吸収された。組の一人馬場直人は、その後開成社事務担当に徴用されている。

以上で開拓団勢揃えまでの消息大要を記した。これ以後開成社と命名しての結社完了から開墾計画、作業開始、桑田造成に至るまでの経営過程は年次を追って次章にその主要を収録する。